

流動創生事業補助金 はじまりました。

■ 補助金制度期間 平成 27 年度～平成 31 年度
(5 年間)

■ 申込み・問合せ 企画財政課 ☎ 47 - 8013
お気軽にお問い合わせください。

流動創生の取り組みに協力して下さる地域の団体や事業者、移住者や移住検討者を町がバックアップします。



Stop Over (滞在型生業創出ツアー)
来訪者が南越前町に滞在し、地域の生業の種を探し出す体験をすることで、地方で仕事をつくれる「手応え」を掴んでもらいます。

Round Trip (巡業型地域開拓ツアー)
南越前町を出発点・終着点とし、町内外の人々が一緒に日本各地を周遊し、滞在先の地域の人々と交流しながら生業の種を探しに行きます。

◆ 地域活動支援補助金



※移住検討者とは、現に町内に住所を有していない者で、町への定住等を検討している 18 歳以上の者、又は町長が特に認める団体

< 補助内容 >

地域団体等及び事業者が行う町内の催しや集落での行事に移住検討者を活用する場合、移住検討者にかかる活動報酬に対して補助金を交付します。

< 補助率(補助限度額) >

活動報酬のうち補助基準単価(1人あたり780円/時間)で算出した金額の5/6以内(30,000円/月)

◆ 雇用支援補助金



※移住者とは、町内に転入した者で、転入した日から2年を経過しない18歳以上の者

< 補助内容 >

事業者が町内で移住者を雇用する場合、移住者に支払う賃金に対して補助金を交付します。

< 補助率(補助限度額) >

賃金のうち補助基準単価(1人あたり780円/時間)で算出した金額の1/2以内(雇用期間1年未満に限る)

◆ 空き家改修支援補助金



< 補助内容 >

移住検討者又は移住者が町内の空き家を購入又は賃貸借契約を結び、居住又は地域交流の活動拠点等とする場合、空き家の改修費に対して補助金を交付します。

< 補助率(補助限度額) >

空き家改修費の1/2以内(1戸当たり100万円)

◆ 起業支援補助金



< 補助内容 >

移住検討者又は移住者が町内の特産品や空き家といった地域資源を活かして起業する場合、起業に要する費用に対して補助金を交付します。

< 補助率(補助限度額) >

起業に要する費用の2/3以内(150万円)

※平成 25 年 6 月号から掲載してきました「めちぜんレポート」は終了しました。
※今後は、流動創生(都市と地方の連携で人の流れを作る)事業の取り組みについて、必要に応じて紹介していきます。

流動創生 検索

流動創生
Caravan Project